

酪農・畜産基本政策の確立に関する

提 言 書

2022（令和4）年7月

北海道農民連盟

酪農・畜産基本政策の確立に関する提言

北海道酪農・畜産は、気象・地理的な条件不利を克服しながら、専業経営を主体に豊富な飼料基盤を維持しつつ発展し、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。加えて、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

近年の北海道酪農は、高齢化の進展や後継者不足などによる飼養戸数の減少が続く中、酪農家・乳業界など一体となった取組みによって、生乳生産量は前年を上回って推移しています。しかし、コロナ禍によって、牛乳乳製品の消費が落ち込み、乳製品の在庫量は大幅に積み上がり、道内の生産者は昨年からの自らの抛出による在庫削減対策に取り組んでいるため、手取り乳価は前年から大きく下落しています。

さらに、酪農畜産物生産に必要な不可欠な飼料や燃油などの生産資材が急騰し、今後も高騰が続くことが見込まれることから、酪農・畜産経営を圧迫させる危機的な状況に陥っています。

さらに、広大な北海道の酪農地帯においては、単なる生乳生産のためだけでなく、地域コミュニティを維持するため、地域の大宗を占める中小規模層の家族酪農をいかに次世代へ繋いでいくかが重要な課題であります。このため、新規就農者や後継者確保、現状維持志向の酪農家の視点も含めた、多様な経営体を支える生産基盤の早急な対策の強化と併せて、酪農・畜産に関連する人材を守り育てる対策が強く求められています。

一方、我が国の牛肉・豚肉、乳製品は、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定などの発効によって大幅に市場開放され、協定では関税が段階的に削減されることが定められています。ここ数年はコロナ禍による影響で、畜産物の輸入量は減少傾向にあります。今後はコロナ収束後の経済活動の活性化で外食などの需要が回復すると輸入量が再び増加に転じることが見込まれ、国内の生産量や価格に影響を及ぼすことが危惧されます。

については、新たな「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づき、牛乳乳製品及び畜産物の安定生産、地域経済・社会に密着する家族酪農を中心とした多様な酪農・畜産農家を守り育てるため、生産現場の声に基づく酪農・畜産政策の推進と必要な予算確保に努められますよう、下記の通りご要請致します。

2022（令和4）年 7月

北海道農民連盟
委員長 大久保 明義

I. 持続的発展を可能とする酪農・畜産基本政策の確立

1. 酪農・畜産を守り育てる万全な国内政策の推進

大型国際貿易協定の発効に伴う国内酪農・畜産への影響を継続的に検証するとともに、国内生産や所得低下を招かないよう「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、生産基盤の強化や経営安定に向けた万全な対策を講じること。

また、国内においてはコロナ禍の長期化で酪農畜産物の需要減退が続いており、酪農・畜産分野における現状を鑑み、万全な支援措置を講じること。

2. TPP11における再協議の早期実施

TPP11協定については、離脱した米国分が含まれていることから、再協議を早期に実施し米国分を除外すること。

特に、牛肉セーフガード（SG）の発動数量については、輸入実績に即してSGが有効に機能するよう発動水準を見直し、国内畜産経営の安定に資すること。

3. 日米貿易協定の追加交渉反対と牛肉SGの適切な対応など

1) 日米貿易協定における第2段階の交渉（追加交渉）については、更なる酪農・畜産物の関税撤廃・削減が断じて行われないう、引き続き毅然とした姿勢で臨むこと。

2) 新たなルールとなった米国産牛肉のSGの発動には、米国産が発動水準を超えるとともに、米国産とTPP加盟国からの輸入量の合計がTPP協定の水準を超過することとなったため、米国産牛肉の輸入量の更なる増加が可能となるほか、以前よりも発動しにくくなったことから、今後の輸入動向を注視し国内畜産の振興に影響を与えないようにすること。

3) 米国産牛肉のSGが発動しにくくなった一方で、米国への牛肉輸出については、2022年は他国産牛肉の輸出急増で日本分を含む複数国の低関税枠の数量を超過したことにより、日本産牛肉の関税も大幅に引き上げられたことから、輸入と輸出の不均衡を鑑み、新たに日本枠を設定するなど今後も適正量が低関税で輸出できるよう、米国側に強く働きかけること。

4. 各種政策目標（基本計画、酪肉近、みどり戦略等）に基づいた施策の推進

1) 食料・農業・農村基本計画及び酪肉近で掲げた生産努力目標等の達成に向けては、各種政策支援の推進が不可欠なことから必要な財源を十分に確保し、国内酪農・畜産の持続的発展に資すること。

また、みどりの食料システム戦略においては、環境に配慮した酪農・畜産物生産の取組みが一層求められていることから、経営を圧迫させないよう現場の実情を踏まえた施策を講じること。

2) 現在議論されているアニマルウェルフェアの新たな指針については、生産現場に過度な負担が強いられないよう、生産者の意見を踏まえて策定するとともに、取組みによって費用負担が生じる場合は支援策を講じること。

5. 獣医師の確保対策の拡充

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化していることから、地域産業動物医療の提供体制の整備と獣医師の処遇改善等による確保対策を強化すること。

Ⅱ. 安心して生乳生産が継続できる需給安定対策の構築など

1. 牛乳乳製品の需要・消費拡大対策等の強化

コロナ禍で業務用を中心とした牛乳乳製品の消費が落ち込み、需給環境が依然として改善せず脱脂粉乳の在庫量が過去最高水準になるなど多大な影響を及ぼしていることから、需要・消費拡大対策を一層強化するとともに、国の責任のもとで新たな需要の創出に取組み、需給改善を図ること。

また、需給改善に向けて、昨年からの生産者抛出などに取組んでいる酪農家の負担軽減に向け、国による対策を講ずること。

2. 中長期的な生乳流通に向けた制度の構築

国内生乳の中長期的な需給安定に向け、負担が一部の指定事業者と生産者に偏っている現行の需給調整方法から、国の積極的な関与のもと、全国規模で需給調整を可能とし、需給の大幅な変化にも耐えられる制度を構築すること。

3. 安定的な生乳生産に向けた改正畜安法の改善

コロナ禍によって需給緩和が続き一刻も早い需給改善が求められる中、改正畜安法においては二股出荷など需給調整に支障をきたす課題があることから、公平性が確保された制度運用が行われるよう、需給緩和時の安定的な生産の継続に向けて制度を改善すること。

Ⅲ. 生産者の経営安定に資する所得安定対策の確立

1. 生産資材等の価格高騰が反映される加工原料乳生産者補給金単価等の期中改定

生産資材等の価格高騰が反映されるよう、早急に2022年度の加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金単価の期中改定を行い、生産現場への影響を最小限に留めること。

2. 加工原料乳生産者補給金単価等の適正な設定と十分な予算確保

2023年度の加工原料乳生産者補給金等の単価設定については、今後も生産資材等の価格高騰が見込まれることから、適正な水準で設定するとともに、十分な予算を確保すること。

また、補給金の総交付対象数量については、コロナ禍による需給緩和の現状を踏まえ、交付対象外の生乳が発生しないように適正に設定すること。

3. 加工原料乳生産者経営安定対策事業の拡充

加工原料乳生産者経営安定対策事業については、今後も発動が見込まれるため、事業目的である「加工原料乳価格が下落した場合の酪農経営への影響緩和」が果たされるよう、十分な予算を確保すること。

また、厳しさを増す酪農経営の現状を踏まえ、補てん割合の引上げや補てん基準単価の下限設定、補てん金の迅速な支払いなどを行うこと。

4. 環境負荷軽減型持続的生産支援の充実強化

環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）については、対象に肉用牛経営が追加されたことで予算が不足することがないように、十分な予算を確保すること。

また、酪農家が今後も環境負荷軽減に取り組めるよう、生産現場の実情を踏まえ現行の時限的な取組みメニューを継続すること。

5. 配合飼料価格安定制度の着実な実施

1) 配合飼料価格の高騰などによって、国内の酪農・畜産は厳しい経営環境下に於かれている中、配合飼料価格安定制度の補てん金の発動が続き、ウクライナ情勢でさらに価格高騰が懸念されることから、今後も制度が着実に機能するよう、国による基金の積み増しや発動基準の緩和などの対策を継続すること。

2) 配合飼料価格の高騰が続き価格が高止まりした際には、平均輸入原料価格（当該四半期の平均）と基準輸入原料価格（直前1年間の平均）の差が小さくなり、補填金が減額もしくは発動しないことも想定されることから、基準価格が年々引き上がらないよう基準算定を中長期間とするなど制度の見直しを図り、酪農・畜産の経営安定に資すること。

6. 新たな所得安定対策の創設

燃油や飼料、肥料など生産資材の価格高騰が続いている中、ウクライナ情勢などによって酪農・畜産農家の経営環境は厳しさを増していることから、急激な価格高騰に対応する「酪農・畜産経営セーフティネット対策」を構築すること。

7. 肉用牛・養豚経営安定政策の万全な予算措置

肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策（豚マルキン）については、コロナ禍や国際貿易協定発効などの影響を十分考慮し、状況に応じ生産者負担分の納付の猶予など機動的な対応を図ること。

IV. 生産現場の実情を踏まえた生産基盤強化対策の継続・強化

1. 肥料の安定的な確保と自給飼料対策の事業継続

輸入肥料・飼料に依存する我が国において、食料安全保障の観点から、国の責務の下、次年度以降の肥料原料を安定的に確保すること。また、良質な自給飼料の生産・確保に向けて、飼料用とうもろこしの生産拡大のほか、粗飼料の広域流通、草地の生産性向上や難防除雑草駆除などの対策の予算を確保し、事業を継続すること。

なお、飼料自給率の向上に向けて、耕畜連携、地域一体となって行う作付け転換への支援等や予算の拡充を図ること。

2. 酪農ヘルパー事業の拡充

酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、依然としてヘルパーの人材不足は顕著であることから、ヘルパー組合が取組む雇用環境の整備に係る支援を行うための必要な予算を確保し、利用料金の増嵩を抑えるとともに、申請に係る事務作業を簡素化すること。

また、公的な酪農ヘルパー資格制度を創設し、ヘルパーの技術と待遇の向上に向けた取組みを支援すること。

3. 家畜防疫対策の継続強化

1) 海外で継続して発生が確認されている口蹄疫やアフリカ豚熱等の侵入リスクに対し、徹底した水際対策並びに体制の充実強化が引き続き図られるよう、十分な予算を確保すること。

2) 新たな飼養衛生管理基準に沿って順守している農場において、ヨーネ病やサルモネラ症などの慢性疾病が発生した場合は、自助努力には限界があり発生した際の経済的損失も大きいことから、経営負担軽減などの支援策を講じること。

4. 畜産環境対策の十分な予算確保と支援の充実

地域特性や多様な経営規模に応じた家畜排せつ物処理を推進するため、畜産環境対策における各種関連事業の予算を十分に確保すること。

また、家畜排せつ物の有効利用にあたっては、耕畜連携による取組みが欠かせないことから、耕種農家と畜産農家のマッチングが図られるよう支援すること。

5. 畜産クラスター事業の改善・充実

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）については、生乳の生産抑制に取り組んでいることを踏まえ、基金分の割合を増やすなど中長期的に事業を継続すること。

6. 楽酪GO事業と畜産ICT事業の拡充

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）及び畜産経営体生産性向上対策事業（畜産ICT事業）については、生産現場からの要望と地域事情を踏まえ対象機械などの事業内容の拡充を図り、十分な予算措置を図ること。